平成２４年（フ）第２５２８号
名古屋市瑞穂区御莨町１丁目17番地　パレドール御莨102号
債務者　青山　信彦
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７２号
名古屋市中区伊勢山１－２－１　コーポ伊勢山６Ｂ、住民票上の住所愛知県春日井市美濃町３丁目249番地１　レオネクストビタノーバ205号
債務者　孫　　琳
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１号
広島県安芸高田市甲田町上甲立387番地７
債務者　松岡　由美（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第４９１号
高知市愛宕山109番地　グリーンハイツ１Ｆ
債務者　坂本　麻美
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１８７１号
福岡市早良区田村７丁目１番７―101号
破産者　株式会社ｒｅｖｉｖａｌ
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８９５号
福岡市城南区別府２丁目13番22―103号
破産者　株式会社ダイワエレクトロン
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町１丁目２番５号
破産者　株式会社フランス屋
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第５７６号
東京都江戸川区一之江３丁目６番２号
破産者　株式会社ミヤプラント
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
愛知県一宮市大和町馬引字横手21番地
破産者　有限会社石原塗装店
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１３４号
岡山市中区高屋439番３
破産者　有限会社ナナーズ
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６８号
広島市中区光南３丁目12番11号
破産者　株式会社ＧＡＭＡＮ貿易
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７４号
佐賀県鳥栖市萱方町243番地１
破産者　有限会社トウケンロード
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
北海道亀田郡七飯町大川２丁目１―26―301
破産者　株式会社アイ・フーズシステム
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第６３５号
東京都東村山市廻田町２丁目11番地25
破産者　有限会社エターナル
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０６６号
東京都昭島市つつじが丘３丁目６番10―601号
破産者　前原　　勇
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０６７号
東京都昭島市つつじが丘３丁目６番10―601号
破産者　前原ルミ子
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３３号
横浜市中区元浜町３丁目21番地２
破産者　株式会社ピー・アイ・エー
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９０５号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目16番１号
破産者　テクノシンワ株式会社
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２６４号
横浜市戸塚区名瀬町字平藏谷2466番地２
破産者　有限会社栗長
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６７号
神奈川県小田原市田島23番地の７
破産者　有限会社三栄電機
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６４号
長野県飯田市鼎中平2438番地１
破産者　株式会社あっぷるくん
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部